

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N537
2015・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 『見守り弁護団@関西』に参加して…………… 中平 史
2000万人「戦争法の廃止を求める統一署名」にご協力ください
今こそ「沖縄の声を日本中の声に」—アピールウォークにご参加ください…………… 竹村和也・結城 祐
IAEA 報告書日本語訳をめぐるの弁護団共同声明…………… 藤岡拓郎
—原発被害救済千葉県弁護団からの報告
南相馬原発被害損害賠償請求事件の提訴報告…………… 大木一俊
子どもたちの未来 あたりまえの日常 認めよ！ 避難の権利…………… 辰巳裕規
—原発賠償ひょうご訴訟の経過報告
マイナンバー違憲訴訟について…………… 瀬川宏貴
性犯罪の罰則に関する検討会取りまとめ報告書及び…………… 舟橋和宏
法務大臣諮問とこれに対する検討
中学校教科書採択に関する東京東部法律事務所の取り組み (上)…………… 鹿島裕輔
 69期向け4団体合同説明会へ是非ご参加を
2015年度第2回拡大常任委員会 (いわき) 開催…………… 青法協弁学合同部会



八ヶ岳山麓の秋

『見守り弁護士@関西』に参加して

大阪 中平 史

安

保関連法案については、関西でも、六月頃から、SEALDs KANSAsIやSADL（民主主義と生活を守る有志）のみなさんが街頭宣伝などに取り組んでおられました。七月頃から、弁護士が個別に見守りの依頼を受けるようになったそうです。デモでのサウンドカーの使用についても大阪府警では当初、使用許可が出ず、弁護士が申請に同行してようやく認められたと聞いています。

七月集会のあった七月一九日、大阪・御堂筋では、SEALDs KANSAsIとSADL共催のデモがありました。その際も何人かの弁護士が見守りに行っていました。主催者の予想をはるかに上回る八〇〇〇人の市民が参加し、沿道の方とのトラブルや大きな旗を掲げた少し異質な団体との軋轢、デモ到達地点でのヘイトスピーチ集団の待ち伏せなどたいへんな事態になりました。

この頃から、SEALDs KANSAsIの金曜街宣が、大阪・梅田、神戸・元町、京都を巡回して毎週開催されるようになるなど街頭での取り組みが増え、弁護士の側でも個別的な対応では間に合わなくなっていました。そのような状況で、八月二八日、『見守り弁護士@関西ML』が誕生しました。このMLの特徴は、これまでにはあまり連携のなかった大阪、京都、兵庫の弁護士が一つのMLに参加し、青法協大阪、青法協兵庫、あすわか兵庫、

労働者弁護士（大阪）、自由法曹団京都、自由法曹団大阪、大阪弁護士会憲法委員会、春秋会（大阪弁護士会の会派の一つ）等の各MLなどを通じて存在を知った個人が参加登録して、見守りのためのネットワークとして機能するようになったことです。安倍内閣による立憲主義破壊はすさまじいものですがそれに対抗する私たちの側の力もまた爆発的であり、地域や団体などの垣根を一気に取り払って連携が進んでいます。その一つの好例だと思っています。現在約八〇名が登録しています。あすわかの「ラッキィ池田&憲法カフェ」など安保法制廃止を求めるいろいろな取り組みの情報交換の場としても機能するようになってきています。

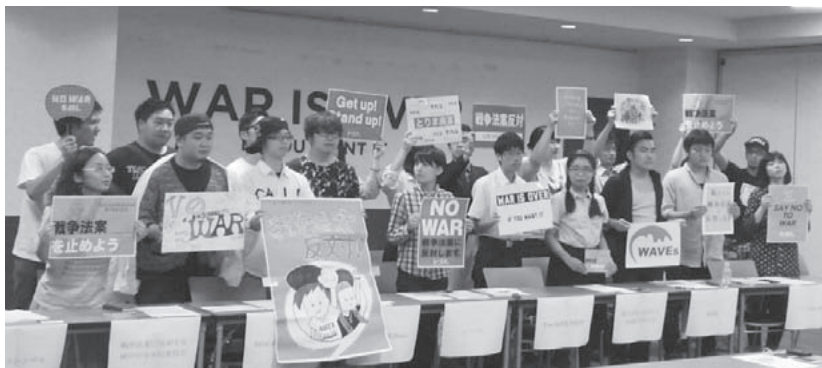
『弁

護団』では、京阪神一円での街頭宣伝やデモなどあちらこちらに向いて見守りをしています。主催者からの依頼で出向くこともあればTwitter（ツイッター）などで高校生の街宣などの予定を知り押しかけていくこともあります。

デモの見守りでは、九月二三日（日）の「関西大行動」がこれまでのところいちばん大きなものです。SADL、SEALDs KANSAsIが、近畿二府四県の、しーこぶ（滋賀）、TinsSOWL KANSAsI、ぐらり（障がい者支援団体）などに呼びかけて二団体で開催されました。六台のサウンドカーと二万人の市民が御堂筋を行進し、約五



○名の弁護士が腕章をつけて見守りに参加しました。弁護士としても法案反対の強い意思を表明する行動であったと思います。続々とLINEに入る情報で、先頭のSEALDs、KANSAIが難波駅前付近に到達し、最後尾のSADLも御堂筋・



本町に入ったことを知りました。御堂筋の二キロメートル強の間、隊列が数珠つなぎに続き、サウンドカーのラップのリズムと人々のコールが響き渡りました。こんなにたくさんの方々が若者たちを導かれ「戦争やめて!」「廃案!」と同じ気持ちで行動したのです。たとえ法案が成立しても「負けたこ



【上】9月13日『関西大行動』うつば公園・出発前集会

【中】前日、11団体の記者レク風景

【下】大阪11月例会に参加した青法協会員、ママの会、SADLの皆さん

とにはならない」、紆余曲折はあっても必ず日本は「戦争しない国」であり続けることが出来ると確信できたと思えました。

大阪支部では、二月例会で「見守り弁護士団@関西」を取り上げ、SEALDs、KANSAI、SADL、弁護士MLの管理者でもあるママの会・橋本

智子弁護士にお越しいただきました。六八期、六九期の皆さんに、実際に遭遇した六事例(例えば、JRの敷地内でパンフレットを配布していたら警備員から「鉄道営業法に反するから止めて下さい」と言われた。やめなければならないでしょうか? など)を考えてもらいました。

街

宣主権者の皆さまからは、「弁護士さんがいってくれと警察等の対応が全然違う」、「安心だ」と感謝していただける一方、「ぼーっと歩かないで欲しい」といった苦言も頂戴しました。また、団体旗については、「自分たちは行動に参加している人たちの真剣な表情などを市民に見てもらって共感を広げていきたいのに視野を遮ってしまうので遠慮してもらいたいと思っている」とのことでした。SADLからは、「これからも国政や地方行政、政党などを市民の行動で動かしていきたい」、「通行の邪魔をしては

ならないことなどは常識なので法律によって規制されているわけではないと思う」、「大阪府警と懇談できるようにして欲しい」、「ママの会からは「今後の落選運動等に関し公選法の勉強会をママも参加しやすい方法で開いて欲しい」といった意見や要望が出されました。大阪では二月二日に府知事・市長のダブル選挙が実施されたので、公職選挙法の下で落選運動（統一候補を支援するための運動でもありました）の進め方について実践的なアドバイスを求められ勉強会を開催するなどしました。

SEALDs KANSAIからは新たに辺野古問題での神戸・元町街宣の見守りを依頼されました。

『弁護団』の青木佳史弁護士から、政党や強固な団体の存在を前提に出来上がってきたこれまでの法規制の下で、市民の新しい表現活動をどのように保障していくかを考えながら今後も活動に取り組んでいきたいとお話いただきました。

お知らせ

「『SEALDs』奥田愛基さんへの脅迫行為に対し嚴重に抗議する議長声明」
（二〇一五年二月四日付）を発表しました
（アピール文はホームページに掲載しています）。

二〇〇万人

「戦争法の廃止を求める統一署名」にご協力ください

二〇一五年九月一九日に参議院での「強行採決」により「成立」した「戦争法」（平和安全関連法）は、従来、政府が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使を可能とするとともに、自衛隊が米国等の他国軍隊とともに、地理的限定なく、有事平時を問わず緊密に「切れ目なく」協力して武力を行使することを解禁する内容となつていきます。戦争法に対して、ほとんどの学者が憲法九条に違反すると指摘し、日弁連をはじめすべての単位会も憲法違反を指摘する声明・決議を挙げてきました。もちろん、私たち当部会も、立

憲主義・民主主義・平和主義のいずれにも違反するこの戦争法を断じて認めるわけにはいきません。府の暴挙に落胆することなく、この戦争法

政

府の「成立」したのちも、多くの市民が国会

前をはじめとして全国各地で、戦争法の発動阻止と廃止を求めて街頭宣伝を行い、大小の市民集会を開催しています。当部会の会員も街頭宣伝や集会に参加・発言し、また学習会などで戦争法の危険性をあらためて訴えています。

二〇一五年九月一九日に参議院での「強行採決」により「成立」した「戦争法」（平和安全関連法）は、従来、政府が憲法上認められないとしてきた集団的自衛権の行使を可能とするとともに、自衛隊が米国等の他国軍隊とともに、地理的限定なく、有事平時を問わず緊密に「切れ目なく」協力して武力を行使することを解禁する内容となつていきます。戦争法に対して、ほとんどの学者が憲法九条に違反すると指摘し、日弁連をはじめすべての単位会も憲法違反を指摘する声明・決議を挙げてきました。もちろん、私たち当部会も、立

産

経新聞社などが九月二日、二三日に実施し

た世論調査によると、戦争法反対集会への参加経験がある人は三・四%で、今後参加したい人は一八・三%とのことで合計すると二一・七%。これを全国の有権者一億人で算出すると、それだけで二〇〇万人は超えることとなりますね。これまで関心を持たなかった方を含めて一人ひとりに私たちの声を丁寧に届けていく運動が求められています。ぜひ、全国でこの運動を広げていきましょう。

（憲法委員会委員長 大山勇二）

辺野古新基地建設に反対する若手有志の会

今こそ「沖縄の声を日本中の声に」

—アピールウォークにご参加ください—

東京 竹村 和也・結城 祐

1 沖縄県の基地問題

今、沖縄の辺野古に、米軍の新基地が日本政府によって建設されようとしています。圧倒的な沖縄の人々の声を無視しての強行です。

沖縄は太平洋戦争で唯一の地上戦が行われた地です。沖縄戦は本土防衛のための「捨て石」のために行われたものですが、そこで約一五万人の沖縄の人が犠牲となりました。少なくない沖縄県民は日本軍から殺害されています。沖縄にはこのような凄惨な戦争体験があることは常に頭に置いておく必要があります。

米軍は、沖縄本島上陸後から、住民の土地を強制的に接収し、終戦後も「銃剣とブルドーザー」等によって土地を新たに接収、米軍基地を拡大してきました。一九七二年の本土復帰も米軍基地が存続されたまま果たされ、国土の〇・六%しかない沖縄県に在日米軍の約七四%が集約されている今に至ります。

沖縄県の基地被害はさまざま、強姦や殺人等の凶悪犯罪を含む米軍関係者の犯罪（一九七二年〜二〇一三年の間で五八三三件）、戦闘機やヘリコプター等の事故被害、騒音被害・環境被害などによく知られているところですが、しかも、米軍関係者の犯罪や事故等が発生しても、日米地位協定等

によって、日本は不十分な捜査しかできません。

2 沖縄の声—辺野古新基地建設反対

一九九五年九月に発生した米軍人による少女暴行事件以降、沖縄県民の日米地位協定の見直しや基地の整理縮小を求める運動がこれまで以上に活発化しました。日米両政府は、それを無視することが出来ず「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）を設置し、「世界で一番危険な基地」である普天間基地の返還が合意されます。その後、代替基地としての辺野古新基地建設が浮上することになります。

しかし、現在計画されている辺野古新基地は、普天間基地の代替施設などではありません。まさに最新鋭の巨大基地です。普天間基地の副司令官が明言するとおり、「辺野古に造る基地は普天間のかわりの基地ではなく、軍事力を強化した基地」なのです。

重要なことは、沖縄県民はこの辺野古新基地についてはつきり「NO」の意思を示し続けているということです。一九九七年には現計画とは異なる米軍ヘリポート基地建設については是非を問う住民投票が名護市で行われますが、反対等が五四%を占めます。二〇一〇年、辺野古のある名護市では辺野古基地建設反対を掲げる稲嶺進市長が誕

生し、沖縄県議会は全会一致で「普天間基地の国外・県外移設を求める意見書」を採択します。その後、普天間基地の「国外・県外移設」を掲げていた鳩山政権が辺野古移設を受け入れませんが、沖縄県民の声は変わりません。二〇一〇年の沖縄県知事選で、県外移設を公約に掲げる仲井真弘多知事が再選、二〇一三年には、沖縄県内の全市町村首長及び議長が名を連ね、オスブレイの配備撤回等とともに「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を要求する「建白書」を安倍首相に手渡します。仲井真知事は、二〇一三年二月、公約を破り、辺野古新基地建設のための「公有水面埋立申請（辺野古沖）」を承認しました。それでも沖縄県民の声は変わりません。二〇一四年一月の名護市長選挙では稲嶺市長が再選、九月の名護市議会議員選挙では辺野古新基地建設反対派が勝利し議会の多数派となります。一月に行われた知事選挙では、辺野古新基地建設を容認する仲井真知事と反対する翁長雄志氏の一騎打ちとなりますが、保守革新を超えた「オール沖縄」の立場で闘った翁長氏が二〇万票の大差で圧勝しました。さらに、一二月に行われた衆議院選挙では、沖縄の四選挙区全てで辺野古基地建設反対を掲げる「オール沖縄」の候補が勝利します。その後の世論調査でも圧倒的に反対の声が示されています。



七月二日に新宿で実施したデモ

しかし、日本政府はこの沖縄県民の声を無視しつづけています。翁長知事に対しては当初面談することさえ拒否し、果ては「沖縄振興予算」の減額を閣議決定するなど恫喝を行い始めます。辺野古基地建設に伴い違法に珊瑚が破損されたことで、翁長知事が海上作業停止を指示しますが、沖縄防衛局は不服申立及び執行停止を申し立て、農水大臣は知事の指示について執行停止を命じるに

至ります。その後、高まる沖縄県民の怒りの声を無視することが出来なくなり、日本政府と沖縄県の一ヶ月の集中協議が行われることになりました（その間は工事を中断）。しかし、ここでも日本政府は、辺野古新基地建設について一切の妥協を拒否し、集中協議終了後、速やかに工事を再開しました。この間の基地建設は、海上保安庁の暴力的対応によって、反対する住民・市民を排除しながら行われています。

翁長知事は、二〇一五年一月三日、圧倒的な県民の支持のもと、埋立承認を取り消します（沖縄県民を対象とした沖縄タイムスによる世論調査では七九・三%が取消を支持しています）。しかし、やはり日本政府は県民の声を無視します。沖縄防衛局が国交省に対して不服申立と執行停止を申し立て、国交省が執行停止を認めたのです。沖縄防衛局はさっそく工事を再開しています（しかも、事前協議なしに本体工事に着工しました）。

以上のように、日本政府は、沖縄県民の辺野古新基地建設反対の声をことごとく押しつぶしているのです。

3 珊瑚の育つジュゴンの海

大浦湾は、沖縄でも規模の大きい良好な藻場が

あります。その大浦湾には、多くの種類のサンゴの生息も確認されています。また、大浦湾ではジュゴンの生息も確認されており、早朝や夜間には海岸近くの海藻藻場で採食しています。砂地にはジュゴンの好物ウミヒルモなどの海藻類が藻場をつくっているのです。辺野古・大浦湾の海は、絶滅危惧種二六二種を含む五三〇〇種以上の海洋生物の生息地でもある、まさに「いのちの海」です。

辺野古新基地は、辺野古湾を埋立て、大浦湾の広い範囲を常時立入禁止区域とするものです。サンゴや藻場が破壊されることはもちろん、ジュゴンをはじめとする多様な生物の生息が危うくなります。

4 抑止力という虚像

なぜ日本政府は基地建設を強行するのでしょうか。よく聞かされるのは、安全保障上、「抑止力」のために沖縄に基地は必要である、というものです。

しかし、抑止力という理、由は詭弁でしかありません。そのことは、民主党政権時代の森本敏防衛大臣が「軍事的には海兵隊は沖縄でなくてもいい」と明言したことからも明らかです（沖縄に駐留する米軍の六〇%以上が海兵隊です）。米国防省自体が、日本には「日本防衛のための基地は一つもない」としています。米軍基地は日本防衛のため

のものではなく、あくまでも米の戦争のための出撃拠点でしかないので。そもそも、海兵隊は急襲部隊であり、防衛のための部隊ではありません。

5 求められる本土での声

—NBFeSの活動紹介

辺野古新基地は辺野古湾・大浦湾の豊かな環境を破壊するものであり、それは安全保障上も全く必要のないものです。そして、何よりも沖縄県民がNOの声を上げつづけています。沖縄県民は日本政府の恫喝を含む建設強行の態度にも屈していません。この沖縄の声を日本中の声にして辺野古新基地建設を阻止したい、そういった思いから首都圏の若手弁護士を中心に集まって活動を始めました。まず、「NO MORE BASE FES —沖縄の声を日本中の声に—」と題して、七月二日に新宿でデモ・街宣活動をしました（二〇〇名の参加）。また、九月二〇日には、「NO MORE BASE FES —沖縄基地×戦争法案」と題する講演会（講師：森住卓さん、渡辺治さん）と街宣活動を行いました。

翁長知事が、埋立承認を取り消し、対して日本政府が不服申立と執行停止を国交省に申立て、国交省が執行停止を命じた現在、より大きな運動が

全国的に必要となります。私たちも、大きく運動を發展させるため、「辺野古新基地建設に反対する若手有志の会（NBFeS）」を立ち上げました。現在は、若手弁護士が中心の集まりですが、今後より広い立場の人に結集を呼びかけたいと思っています。当面は、以下のとおり「ほぼ毎週街頭宣伝」とアピールウォークを予定しています。多くの会員の皆さまのご参加をお待ちしています。

【ほぼ毎週街頭宣伝】	
10月28日(水) 17:30-18:30	JR池袋駅西口(終了)
11月13日(金) 17:30-18:30	JR四ッ谷駅(終了)
11月24日(火) 12:00-13:00	JR蒲田駅東口(終了)
12月10日(木) 17:30-18:30	JR八王子駅 (変更の可能性あり)
【アピールウォーク】	
12月20日(日) 13:00-15:00	横浜(山下公園→桜木町) 集合:山下公園
Twitter:@NO_MORE_BASE Facebook:NO MORE BASE FES	

IAEA報告書日本語訳をめぐるの 弁護団共同声明

原発被害救済千葉県弁護団からの報告

千葉 藤岡 拓郎

1 はじめに

福島第一原発事故から五年を迎えようとする中、国際社会も日本国の事故に対する責任を厳しく断罪しているにもかかわらず、そこで指摘された教訓は、当の国民には全く共有されていない状態が続いている。

二〇一五年八月三日、IAEA(国際原子力機関)は、本件事故を総括する「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」とこれに付属する「技術文書」を公表した(以下、これらを「本報告書」という)。本報告書は、同年九月のIAEA総会で採択された。

本報告書は、事故の原因について、原発は安全との思い込みが東京電力や国内に広がっていたことが主因と分析し、規制当局も思い込みに疑問を挟まず、結果として過酷事故の対策が不十分だったとし、津波の想定についても、国は巨大津波が福島第一原発を襲う危険を認識していたにもかかわらず対策を怠ったとして、その責任を明確に指摘している。

千葉をはじめとして、国の本件事故に関する規制権限不行使の責任を問う全国の原発避難者集団訴訟においては、本報告書は、この責任論の主張を全面的に基礎付け、強力なバックアップとなる報告書である。

しかし、本報告書のうち一部は国において翻訳がなされず、訴訟でも国は、翻訳予定はなく、あくまで証拠提出の予定はないとの頑な態度を取り続けている。

以下では、この報告書の翻訳と証拠提出をめぐる国とのやり取りを紹介する。

2 IAEA報告書の概要

本報告書は、日本を含む四二の加盟国及び約一八〇名の国際機関の専門家によって作成された。要約と概要報告書によって構成された事務局長報告書と、国際専門家が作成した五巻の詳細な技術文書からなる。

五巻の技術文書は、全てが原子力規制機関などの技術者向けというわけでもなく、各国や各機関の報告をとりまとめた文章で大部分が構成されている。事務局長報告書がいわば報告の結論であるのに対し、技術文書は、その結論を導き出した根拠とプロセスが詳述され、事務局長報告と一体となって事故の原因究明に不可欠の存在である。そして、このうち第二分冊が、「Safety Assessment」と題され、国や東電の責任論に関連する報告書である。技術文書全体でも、一〇〇〇頁にわたり、第二分冊だけでも二〇〇頁以上ある。

現在、事務局長報告書は日本語訳が出されている。

るが、技術報告書については一切国からの訳は出されてはいない。

なお、本報告書の中では、被ばくの線量評価や健康被害などについては批判されるべき内容もあることから、この点については別途の対応、手当てが必要である。

3 千葉訴訟での国の態度

我々千葉の弁護士団は、一〇月五日の進行協議期日において今後の立証方針を述べる中で、本報告書に言及した。技術文書について仮に弁護士が第二分冊だけを訳すとなっても数ヶ月単位で相当に時間がかかること、国の立場(後述)や報告書の性質などから本来は国が出すべきことを求めた。

しかし、国の指定代理人は、翻訳の予定がない、立証責任は原告にあるのだから原告が出すべきだと言って譲らなかった。話は平行線となり、裁判所は、原告に翻訳を出す場合の時期の目途を、国には今後の翻訳予定の有無をそれぞれ確認するように指示した。その後の進行協議でも国はあくまで翻訳の予定がないとして態度を変えていない。

4 国は自らの立場と責任を自覚せよ

(1) 国際的な立場から

当然ながら、国は、IAEA加盟国として、ま

た、事故の当事国として、率先して事故原因究明のための情報提供、調査協力及び再発防止のための取組みについて国際的にも責務を負っている。九月のIAEA総会では、日本政府代表は、「我が国は、IAEA福島報告書の発出を歓迎すると同時に、報告書作成に携わった全ての専門家、加盟国及び国際機関に敬意を表します。我が国は、報告書の内容を真摯に受け止めています。」などと演説した。真摯に受け止めたと国際社会から評価されるためには、まず翻訳してその内容が国内に共有されなければならない。

(2) 国内的な立場から

そもそも国は、本件原発事故を踏まえて、過去の「規制の虜」状態を克服し、国民の信頼を取り戻すために原子力規制委員会を設置した。そこでは、国民の生命等を保護するために、国際的な基準を踏まえて原子力利用の必要な施策を策定することが目的とされ、国民の知る権利の保障のために情報公開の徹底が義務づけられている。国際的に示された事故原因や教訓が、国民に知らされ、共有されなければ、国民の不断の監視も成り立たない。現在の国の態度は、まさに国民に対する背信行為である。

(3) 訴訟における立場から

訴訟での国の態度も同様である。国は、訴訟において、想定外の津波で予見可能性がなく規制権

限もなかったなどの自説を裏付けるために、日本政府がIAEAに提出した事故調査報告書を証拠でも提出し、そのIAEAの権威を盾に大々的に主張を展開している。しかし、日本政府の前記調査報告書の回答にあたるIAEAからの本報告書については、一切の無視を決め込んでいる。あまりに身勝手で誠実さを欠いている。

5 共同声明の発表

一〇月三日、千葉を含む全国一七の弁護士団は、共同声明を発表した。まず国がすみやかに本報告書の技術文書を翻訳し、少なくとも第二分冊を早期に証拠提出すること、また、各地の裁判所に對しては、真相究明と被害救済の観点に立った適切な訴訟指揮権の行使として、国に対し同翻訳文の提出を強く促すよう求めることがその内容である。

これは訴訟だけの問題にとどまらない。国際的にも国内的にも、原発政策に対する国の全般的な姿勢が問われている。国際社会には事故の教訓を真摯に受け止めると腰を低くしながら、本音は違おうと言わんばかりに国内向けには事故は想定外などと聞き直り、都合が悪いとなれば翻訳すらまともに出さない、この国の態度は異常である。この問題が社会に広く周知されるべく、引き続き弁護士団として一国民として声を上げていきたい。

南相馬原発被害損害賠償請求事件の提訴報告

宇都宮 大木 一俊

一 はじめに

同種の先行訴訟が係属する中、原発事故当時南相馬市に住んでいた住民四七世帯二五人は、本年九月二六日、福島地裁いわき支部に、東京電力を被告とする、避難慰謝料及びふるさと喪失ないし変容慰謝料の支払を求める訴訟を提起した。提起に至った経緯、提起の目的・内容等について報告する。

二 提訴の背景

二〇一二年三月の福島第一原発事故は、地元福島県を中心に未曾有の放射能汚染をもたらした。今回提訴に至った原告らの多くが住んでいた南相馬市原町区(福島第一原発から二〇km圏)以下単に「二〇km圏」という内外に位置するも高濃度の放射能に汚染された。被ばくを避けるため住民は

着の身着のままの状態避難に至ったが、事故後の混乱の中で、避難先を何度も変えることを余儀なくされた。そして、ふるさとが放射能に汚染されたため、二〇km圏内の住民は、事故から四年半以上経過した現在もお避難生活を強いられている。既に避難指示が解除された二〇km圏外であっても、放射線による影響を恐れて避難を継続している住民もいる。そのため、住民らの生活の基盤であった地域コミュニティは喪失あるいは変容してしまっている。

しかし、このような住民らの被害に対する補償は一人当たり月一〇万円の慰謝料でしかなく、しかも、政府は帰還を促進するため、二〇一七年三月までに「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」(二〇km圏内の原告らの住んでいた地域はこの区域に該当する)を解除し、月一〇万円の慰謝

料の支払も二〇一八年三月で終了させる方針とのことである。

三 提訴に至る経緯

産業廃棄物処分場建設問題で、かつて南相馬市の桜井市長らの住民グループの代理人として活動した広田次男弁護士(福島県弁護士会)及び坂本博之弁護士(茨城県弁護士会)は、住民らからこのような原発事故被害者が置かれている状況を打開すべく東電相手の訴訟を打診された。しかし、

先行訴訟を手がける既存の弁護士団は手一杯の状態であった。そこで、広田弁護士は二〇一四年七月、栃木県弁護士会及び茨城県弁護士会所属の弁護士に弁護士団への参加を呼びかけたところ、栃木では大木を含め六名、茨城では坂本弁護士を含め四名の弁護士が実働部隊として加わることになっ

た。

そして、二〇一四年七月二日にいわき市において第一回の打合せ会を持ったのを嚆矢として、都合三回に渡る原告らに対する聞き取り調査の実施、及び大字ごとの事故前・事故後の地域活動等のアンケート調査を行って、原告らの被害実態を把握した。その上で、二〇一五年八月八日、提訴日を先行訴訟の弁論期日がある九月二六日に決め、訴状総論及び各代理人が担当する各論の起案に入った。

訴状総論は先行訴訟の議論を極力借用することとし、佐々木学弁護士と大木が担当して起案し、各論は大木の作成したモデル案を参考に各聞き取り担当者が作成することにした。最後は、深井剛志事務局長の頑張りとは叱咤激励である。これらが功を奏し、予定どおりの提訴を行うことができたのである。

四 提訴の目的

本件提訴は、請求原因の最初の「本件訴訟の目的と意義」で記載したように「自分たちが体験している悲惨な被害をもたらず原発被害を再び繰り返してはならない」との思い、そして、「加害者が定立した不当な賠償基準を克服し、被害者の権利救済に相応しい賠償基準を確立する」ことを目指したものである。

五 提訴の内容

私たちは、先行訴訟が裁判所や東電からの釈明にあうなどしてなかなか進行しないその理由の一つに、多くの事項について請求していることがありと考へ、早期の解決を図るため、本件訴訟での請求内容を①避難慰謝料と②ふるさと喪失ないし変容慰謝料に絞ることとした。

具体的には、避難慰謝料は、一人月三五万円で、①二〇km圏内の原告については、二〇一五年八月まで、②二〇km圏外の原告については、東電が月一〇万円の慰謝料を支払った二〇一二年八月以前に帰還した者は同月まで、それ以降も避難を続けているものは二〇一五年八月までを請求することにした。

また、①二〇km圏内の原告については、ふるさと喪失慰謝料として一人当たり二〇〇万円を、②二〇km圏外の原告については、ふるさと変容慰謝料として一人当たり一〇〇〇万円を請求することにした。

以上の額から、東電から支払われた月一〇万円の慰謝料を差し引いた額の合計は三七億六九八万一九五〇円となった。

六 今後の予定

弁護団の訴訟活動の中心は、次のようなものにな

ると思われる。

まず、避難慰謝料については、①避難の実態を明らかにすること、②慰謝料として月三五万円が認められるべき根拠、及び③二〇一二年八月以前に帰還したものについても二〇一二年八月まで月三五万円が認められるべき根拠を明らかにすることである。

次に、ふるさと喪失ないし変容慰謝料については、①ふるさと喪失ないし変容の実態を明らかにすること、及び②慰謝料として二〇〇万円あるいは一〇〇〇万円が認められるべき根拠を明らかにすることである。

以上のうちふるさと喪失ないし変容の実態を明らかにすることについては、当弁護団は、訴訟提起準備段階で議論を重ね、①祭りその他の地区のイベント、②老人会、婦人会、青年団等の地域の諸団体の活動、③水利組合や地域での掘割や水路の清掃活動、④隣組等での冠婚葬祭の手伝い、⑤家庭菜園で取れた野菜等のおすそ分け、⑥山菜やキノコ取り等の自然の恵みの享受等について、大字ごとに、事故前及び事故後の状況のアンケート調査を行った。広田弁護士によると、これは他の先行訴訟ではみられない当弁護団独自の工夫のことである。

このアンケート調査は、大字によって詳細度が異なることから、今後は、各大字の詳細度を同程度に

するため、茨城班と栃木班で検討を行い、その結果を基に、二〇一六年一月三日～二四日に補充の調査をして、実態を把握することになっている。

第一回口頭弁論期日は、裁判長が訴状を読んでいる最中ということで、決まっていない。いわき支部では、大型訴訟が多数係属していて、迅速な

進行ができないことの言い訳とするつもりなのか、

訴状内容に対し、重箱の隅をつつくような求釈明がなされ、その対応に時間がかかるのが通例だそうなので、とりあえず今年一杯は様子を見ることにしている。それでも、期日が入らない場合には、前記調査期日に弁護団としての対応を議論するこ

とになる。

最後に、すべての原発被害者原告団及び弁護団が、連帯・協力して互いの訴訟を進行することによって、原状回復を含めた完全な被害回復が早期に実現することを祈念して、提訴報告を終えます。共に頑張りましょう。

子どもたちの未来 あたりまえの日常 認めよ！ 避難の権利

—原発賠償ひょうご訴訟の経過報告

兵庫県 辰巳 裕規

1 福島原発事故と兵庫県内への避難者の概況

二〇一二年三月二日に発生した福島原発事故により避難を余儀なくされた住民は約一五万人にも及ぶとされています。このうち福島県外への避難者数は事故から四年半が経過した二〇一五年九月時点でも約四五〇〇〇人にも及んでいるとされています(福島県公表)。もっとも避難者数については、公的統計に把握されていない住民や、福島県以外の近隣都県に居住していた住民を含む、いわゆる「自主的避難者」を含

めると更に増大するものと推測されます。福島県外への避難者の多くは、子どもへの被ばくを避けるために避難しており、母子避難者も少なくありません。

兵庫県下にもピーク時には約千人の人々が避難してきたと推計されています。現在でも福島県によると二〇一五年九月時点で四八八名の方々が兵庫県内に避難をしているとされています。

2 訴訟の概況とひょうご弁護団

での取り組み

過去における報道によると原発避難者を原告と

し国や東京電力の責任を問う損害賠償請求訴訟は、全国約一八の地方裁判所で提訴されており、原告数は約二三〇〇世帯の約七〇〇〇人に及ぶとされています。その後提訴数や原告数はさらに増加しているものと思われま

す。兵庫県においても二〇一三年九月三〇日に一八世帯五四名が、二〇一四年三月七日には二世帯二九名が、二〇一五年三月二日には五世帯九名が国及び東京電力に対し慰謝料等損害賠償を求めて神戸地方裁判所に提訴をしています(神戸地方

裁判所第二民事部平成二五年(ワ)第一九二二号・平成二六年(ワ)第四二二号・平成二七年(ワ)第一五二七号)。

兵庫県弁護士会は、阪神淡路大震災を経験した被災地弁護士会として、東日本大震災発生直後からベテランから若手まで多数の弁護士が被災地支援や避難者支援に全力で取り組んできました。兵庫の弁護士は地震など大規模災害が発生すると「血が騒ぐ」傾向が伝統的にあるようです。そしてその伝統は確実に若手に受け継がれているようです。他方、被災者・避難者においても阪神淡路大震災を経験した兵庫県であれば受入体制などが充実していると期待されていた方も少なくありません(もつとも兵庫県下の自治体はその期待に応える施策を提供できたかについては残念ながら大いに疑問があります)。避難者支援にあたる弁護士はADR申立説明会や申立支援などを通じて被災者・避難者との信頼関係を徐々に築いて参りました。

そして、兵庫県内への避難者支援に取り組んできた地元弁護士約三〇〇名により「原発事故被災者支援兵庫弁護士会」を結成し訴訟遂行にあたっています(団長・古殿宣敬弁護士)。弁護士会の構成員は六〇期以下の若手が大多数を占めています。災害復興委員会や東日本大震災復興対策本部委員の弁護士が中心となり、被災者・避難者支援の取

り組みの中から弁護士が形成されてきたこと、被災者・避難者に寄り添うことを重視していることが当弁護士会の特色であると考えています。

3 訴訟の状況

訴訟の目的は、全国で提訴されている原発賠償訴訟と同じく、事故原因の解明、事故の責任の所在の明確化、現在の低廉な賠償基準や自主避難者の切り捨ての見直し(避難する権利・被ばくを避ける権利の実現)、国及び東電の「過失」責任を前提とする完全賠償の実現、恒久的な避難者支援制度の確立です。特に原発事故が「人災」であり、東電は勿論のこと、原子力を推進してきた国の責任を認めさせることにより、はじめて真の被災者・避難者支援がはじまると考えており、地震・津波が予見可能であったこと、全電源喪失など過酷事故対策に落ち度があったこと、事故は避けられたことを認めさせるべく、全国の弁護士・原告団や支援者と連携しながら訴訟に取り組んでいます。二〇一五年九月一七日には第一〇回口頭弁論期日が行われました。二ヶ月に一回のペースで訴訟は進行しています。津波の予見可能性など責任論をめぐる主張立証から、低線量被ばく・内部被ばくの危険性と避難の相当性や損害論などをめぐる主張立証へと審理が進んでいる段階です。

4 原告団へ物心共に御支援をお願いします

ひょうご弁護士会では、同じく関西にある大阪・京都の弁護士・原告団や全国弁護士連絡協議会・被害者団体連絡会などの連携をして訴訟を遂行しています。最大の原告数を抱える生業(なりわい)訴訟や群馬・千葉では専門家証人の尋問の段階となつています。また、検察審査会が東電元幹部に対する強制起訴を議決したことから、今後刑事公判における情報公開が期待されます。福島原発事故は明らかに「人災」です。わが国最悪の原子力事故の原因究明と責任の所在の明確化を絶対にうやむやにしてはならないし、原因究明と被災者の救済をしまま原発再稼働に突き進むことは絶対に許されません。

兵庫県内に避難してきている原告団は、ふるさとから遠く離れた地で、経済的にも精神的にも苦しい状態の中で訴訟遂行をしています。この原告団をサポートするための支援者の集まりである「ぼかぼかサポートチーム」(<http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>)が結成され、傍聴支援などを行っています。弁護士も原告団も、細かい「軍資金」のもとで訴訟遂行をしています。ぜひとも「ぼかぼかサポートチーム」に励ましの声と共にカンパをぜひともお願いしたいと思います。

(原発事故被災者支援ひょうご弁護士会)

マイナンバー違憲訴訟について

東京 瀬川 宏貴

1 はじめに

本年一〇月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に定める二桁の個人番号（「マイナンバー」）の通知が開始され、二〇一六年一月からマイナンバーの利用が開始される。

マイナンバーは、「社会保障」と「税」、「災害対策」の三分野の分野で利用が開始される。まず、この三分野の手続きで、二〇一六年一月から、自治体や勤務先の会社、証券会社などにマイナンバーを届け出ることになる。

例えば、給与所得者の源泉徴収票にはマイナンバーを記載することになるため、給与所得者は、勤務先に自己及び扶養親族等のマイナンバーを届けることになる。

2 法改正による利用拡大

さらに、利用開始前でもあるにもかかわらず、本年九月にマイナンバー法の改正が行われ、利用範囲が拡大された。

これにより、二〇一八年から個人の預貯金口座とマイナンバーが結び付けられることになる。今回の改正では、マイナンバーを金融機関に伝えるかどうかは個人の任意となっているが、国は「二〇二二年以降に義務化の検討もありうる」としている。この

預貯金口座への拡大により、マイナンバーの利用範囲が格段に広がることになる。その他今回の改正により、メタボ健診や予防接種の記録もマイナンバーと結びつけられることになる。

3 マイナンバーの概要

—住基ネットとの相違点

住基ネットとの相違点からマイナンバーの概要を述べると、以下のようになる。

まず、扱う個人情報の範囲についていうと、住基ネットは、氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる四情報に限られていたのに対し、マイナンバーでは、社会保障や税金、三年後からは預貯金口座に関する情報など極めて機微性が高いものも対象となる。これらの各分野において、行政機関のみならず民間においても、膨大な数のマイナンバーつきの個人情報データベースが作成されることになる。

次に利用の範囲で言うと、住基ネットは行政内部の利用に限られていたのに対し、マイナンバーは前述のように広く民間で利用をすることになっている。

さらに、マイナンバーでは、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別を記載し、顔写真のついた、ICチップ入りの「個人番号カード」を無料配布する予定である。国は、この「個人番号カー

ド」を、身分証明証、健康保険証、印鑑登録証などワンカード化することを目指すとしており、また、国家公務員の一部については、平成二八年四月から、身分証明書と個人番号カードの一体化が計画されている。

4 漏えい、名寄せ・突合、成りすましの危険性

このように、マイナンバーは、民間利用、個人番号カードの利用という点からみて漏えいの危険性が高いものであり(もつとも本年六月の年金機構からの年金情報流出のように行政機関からの漏えいの可能性も十分にあり得る)、漏えいした場合のプライバシー権の侵害は重大であり、かつ、個人情報情報の回収や修正等は極めて困難である。

さらに、一旦漏れた個人情報、マイナンバーにより、名寄せ・突合(データマッチング)することが可能となる。漏えいした個人情報の名寄せにより、本人の関与しないところで、その意に反した個人像が勝手に作られることになり、かつ、場合によっては、成りすましによる被害が生じることになる。

5 マイナンバー違憲訴訟の提起

このようなマイナンバー法の廃止をめざし、マイナンバーの差止等を求めるマイナンバー違憲訴訟

の提起を全国各地で準備中である。現在、全国七つの弁護士団(東北、新潟、東京、名古屋、北陸、大阪、九州)が本年二月初旬の提訴に向けて訴状の準備や原告団の拡充等を行っているところである。訴訟では、プライバシー権侵害等を理由として、マイナンバーを収集、保存、利用、提供をすることの差止め及び国家賠償等請求等を求める予定である。

住基ネットの施行の際も、差止めを求める訴訟が全国各地で提起されたが、その際は、二〇〇五年五月三〇日の金沢地裁判決、二〇〇六年一月三〇日の大阪高裁判決と二つの違憲判決が出ている。前記のとおり、マイナンバーでの個人情報漏えいや不正利用の危険は、住基ネットと比べて格段に高い。例えば、前記大阪高裁判決を破棄し、住基ネットを合憲とした最高裁判決は、合憲とした理由の一つとして、住基ネットがデータマッチングを禁止していることを挙げるが、マイナンバーではそもそもデータマッチングを目的としているのである。

今後は、各地の運動と連携しながら、裁判所に對し、マイナンバーの違憲性を訴えていくことになる。各地の弁護士団への皆さまのご支援をお願いしたい。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



人権の砦として
—弁学合同部会40年の軌跡—

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

性犯罪の罰則に関する 検討会取りまとめ報告書及び 法務大臣諮問とこれに対する検討

東京 舟橋 和宏

1 はじめに

二〇一四（平成二六）年一〇月、法務省が「性犯罪の罰則に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置して以降、二回に渡って議論が行われ、平成二七年八月六日付けで検討会は取りまとめ報告書を提出しています。この報告書を踏まえ、同年一〇月九日、岩城光英法務大臣は、法制審議会に対し、性犯罪の法定刑を引き上げることなどについて検討するよう諮問を行っております。本稿では、検討会取りまとめ報告書及び諮問内容を元に、性犯罪の罰則について、どのように考えていくべきかを検討してみたいと思います。

2 取りまとめ報告書の概要

(1) 性犯罪の非親告罪化

現行法において、性犯罪が親告罪とされていることについて、「諸外国が一律に非親告罪としている」、「強姦罪が重大な犯罪であることを国民に理解していただく」といった非親告罪化賛成の意見が述べられ、「放っておいて欲しいという被害者の権利は守られるべきではないか」といった反対意見も述べられたが、結論的には賛成の意見が多数を占めた。

(2) 新たな構成要件の創設

地位又は関係性を要件とした新たな構成要件の創設が検討され、準強姦罪を適用すれば足りるとの意見も述べられたが、「抗拒不能要件をかなり無理して広げている感が否めない」、「子どもの権利条約第十九条（締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、…（中略）…性的搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の配慮をとる。）の趣旨からも設けるべきである」として、規定創設に賛成の意見が多数を占めた。また、いかなる地位又は関係性を要件とするかについては、内縁を含む親子等直系の関係、地位又は関係性が存するのであれば被害者に有効な同意が無いと実質的にみなせるような非常に強い支配関係とすべきなどの意見が述べられている。

性差を解消すべく、男性器の挿入以外の行為についても、強姦罪と同様の刑で処罰するべきとの意見が多数を占めた。また、処罰行為類型については、肛門性交及び口淫については姦淫行為と同等とすることに積極的な反対がなく、手指、異物の挿入については反対する意見が多数であった。

(3) 法定刑の見直し

魂の殺人とも言われるように被害が非常に長

く、場合によってはほとんど一生続くという強姦被害の特殊性を考えると最低でも下限を五年に引き上げるべきであるといった意見が述べられ、下限引き上げ賛成の意見が多数を占めた。

一方で、被害者が年少者である場合や集団強姦については、個別事案における適切な量刑により対応すれば足りるとの意見が複数述べられている。

3 諮問内容についての検討

(1) 非親告罪化について

非親告罪とすべき理由として、被害者の心情やプライバシーに配慮する事の重要性が主張されている。しかし、親告罪か否かにかかわらず、捜査は行われるのであり、その際に被害者が性被害についてフラッシュバックを起こす、心ない捜査官等の発言により傷つくといった二次被害が生じる可能性は排除することができない。そのため、非親告罪とすることによって、被害者保護が十分に図られるとは言い切れず、まずは捜査及び公判における被害者への対応について十分な検討を行い、何が被害者のハードルになっているかを検討するべきではないか。単に非親告罪とすることで、問題を終結させることは許されるものではない。

(2) 性交類似行為処罰規定等の創設

現行法においては、強制わいせつ罪と強姦罪とを区別して規定しており、新たな創設規定は、強制わいせつ罪にあたる行為を強姦罪と同様に処罰することになります。そうすると、従前とは異なり二つの犯罪は保護法益が同一という考えになります。しかし、この点について十分な議論がなされているとはいえません。強姦罪については、「實際上強姦が男性により行われることを普通とする事態に鑑み、社会的、道義的見地から被害者たる「婦女」を特別に保護せんがため」として、憲法二四一条一項に反しないとした最高裁判例も有り、法改正を考える上で、個々の性犯罪処罰規定が保護しようとする法益について、十分な検討が加えられなければならないと考えます。

そのことを考えずに、新たな処罰規定を創設して強姦罪と同等の法定刑とすれば、それは結局のところ、厳罰化の立法に過ぎないと考えられるのです。

(3) 性犯罪の法定刑引き上げ

性犯罪が「魂の殺人」とも言われ、被害が一生涯続くこともあることから、厳重に処罰するべきであることに疑いはありません。しかし、現行法の法定刑によっても、相当長期の懲役刑に処することは可能です。また、法定刑の下限を引き上げ

ることは、犯罪への姿勢を示すにはわかりやすい方法ではありますが、安易に重罰化を図るのみでは、刑法の目的を達成することは到底不可能です。

さらに、強姦罪について、刑罰の下限を引き上げる一方で、年少者について個別情状により判断ができるという考えは矛盾していないでしょうか。個々の刑事事件の発生した背景(個別事情)を探り、被告人にいかなる刑罰を科すのが妥当であるかという刑事事件の基本的な考えは強姦罪においても何ら変わるものではありません。

4 やむを得ない

性犯罪に関しては、被害者保護の観点や保護法益などについて議論が行われるべきです。しかし、法改正の必要性が真に存在するのかなど、まだまだ詰められた議論は行われていないように思えます。この刑法改正諮問を契機に、刑罰論だけでなく、性的平等や年少者保護などの観点から、性犯罪にいかに取り組んでいくべきかを、我々は改めて考えなければならないのだと考えます。

中学校教科書採択に関する 東京東部法律事務所の取り組み(上)

東京 鹿島 裕輔

一 東部地区の採択状況と特徴

	歴史	墨田区	江東区	江戸川区	葛飾区
公民	帝国書院	教育出版	東京書籍	東京書籍	教育出版
教育出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍
前回と同じ	同上	同上	同上	同上	同上

墨田区 …前回の採択時、歴史・帝国書院三対育

鵬社二、公民・教育出版四対育鵬社一
であり、このときに育鵬社を推薦した

人物が教育委員長となっている。

江東区 …区長が教育再生首長会議のメンバー

江戸川区…区議会に日本会議地方議員懇談会に加

盟する議員が一名

二 事務所内教科書P.T及び各区の 教科書問題を考える会の立ち上げ

今年二月に事務所内で教科書P.Tを立ち上げた。教科書P.Tでは、自由法曹団の教科書P.Tの会議や経験交流会に参加して各地域の教科書採択に向けた情勢についての情報収集などを行った。

そして、墨田区・江東区・江戸川区の各地域において、都教組や区職労、区労連、新婦人などの様々

な団体が協力して、中学校教科書問題を考える会を立ち上げた。教科書P.Tの所員は、月一回のペースで行われる会議に出席して情報交換を行ったり、下記の学習会の開催に向けた活動などを行った。

三 学習会への参加

五月末には、墨田・江東・江戸川の各地域で教科書問題に関する学習会が行われた。

(1) 墨田区(五月二七日)

公立中学校の社会科教員の方にお越しいただき、現場の教師の立場から育鵬社教科書の問題点についてお話をいただいた。集团的自衛権行使容認の閣議決定後の中学三年生の意見もご紹介いただき、「人は戦争をするために生まれてきたのではない」「小さい頃から戦争は絶対してはいけない」と言われてきたのに、今、日本は『戦争をしてもよい国』になりかけているので、大人の言っていたことは嘘だったのかなと思う」などの率直な意見には胸を打たれるものがあった。また、自分の教え子が経済的な理由で自衛隊へと入隊したという切実な話もしていただいた。参加者数は三〇名程であった。

(2) 江東区(五月二七日)

教科書ネット21・事務局長の儀義文さんにお越しいただき、安倍政権の下での教育再生政策や育

鵬社の教科書についてお話をしていた。自衛隊のカレンダーが高校に配布されているのと、昨年までは災害救助の写真が多かったが(特に東日本大震災後)、今年は一枚もないということ、災害救助のための自衛隊を募集するのではなく、戦争するための自衛隊を募集するような作りになっているなどの興味深い話をしていた。参加者数は二〇名程であった。

(3) 江戸川区(五月二九日)

教科書ネット21の宮脇隆志さんにお越しいただき、育鵬社教科書の問題点を非常にわかりやすく充実したレジュメを基に説明していただいた。参加者数は一〇〇名程であった。

(4) 事務所の取り組み

教科書PT以外の弁護士・事務局も複数参加し、教科書問題についての見識を深めた。そして、参加した学習会のレジュメや感想を事務所のメーリングリストに流し、所員全員で情報を共有した。

四 展示会でのアンケート記入

教科書PTでは、事務所会議にて、所員一同が墨田・江東・江戸川・葛飾の各地域で行われている展示会のうち、少なくとも一ヶ所には必ず足を運び、アンケートを記入してくるということを提案し、事務所全体として取り組むことを確認した。

具体的に行ったことは、まず、各所員が展示会に足を運びやすいように展示会の日程・場所(地図も含む)、そしてアンケートで具体的な記述ができるように各問題点に対する記載例を一枚の用紙にまとめたものを所員に配布し、展示会会場に持参しやすいように工夫をした。また、各区で現在使用している教科書と対比して記載できるように、各区の使用教科書も告知した。

一人で行くよりは複数の方が行きやすいという意見もあり、所内で日程の合う者同士で車を使用した教科書展示会ツアーを行い、複数の展示会を回るという取り組みも行われた。

さらに、各所員が展示会に行ったときは、事務所のメーリングリストに報告するようにした。その結果として、各区で行われている展示会の特徴(アンケート用紙の体裁や会場の様子など)を把握することができた。また、メーリングリストで活発に報告がなされるようになると、まだ展示会に行けていない所員も「自分も行かなければ」と思うようになるなど各所員の教科書問題に対する意識が高まった。

そのような取り組みの結果、ほぼすべての所員が少なくとも一ヶ所以上の展示会には足を運び、アンケートを記入してくることができた。東部四区全ての展示会に足を運んだ所員も複数いた。

五 教育委員会への訪問等

墨田区と江東区については、地域の方々とともに、教育委員会に要請文や自由法曹団の意見書などを持って訪問し、育鵬社・自由社の教科書を採択しないことや展示会の場所を増やすことなどの要望を伝えた。

江戸川区では、教科書ネット21のリーフを教育委員に発送したり、個人名で教育委員宛てに手紙を送ったり、署名(二〇〇筆超)を教育長に届けて要請を行うなどの活動が行われた。

六 教育委員会の傍聴

(1) 傍聴状況

各区の傍聴希望者は、江東区六三名、江戸川区五二名、墨田区三四名であったため、各区とも抽選が行われ、当選した二〇名のみが傍聴できることになった。

なお、墨田区では、抽選に外れた傍聴希望者は別室に設置されているモニターで議事を傍聴できるという配慮がなされていた。

(2) 事務所の取り組み

教育委員会の傍聴に関しては、仮に育鵬社・自由社の教科書が採択された場合、すぐに抗議文を

提出することができるよう、議事の様子を把握しておく必要があったため、必ず弁護士が委員会を傍聴するようにしていた。結果、東部三区の教科書採択に関する委員会のいずれも弁護士が傍聴した。

委員会を傍聴する際は、各地域の会の方々と事前に打ち合わせを行い、議事の内容をメモに取るようにしていた。メモの取り方は、議事全体のメモを取る人、各委員の発言をメモする人というように役割を分担し、正確な議事メモを作成できるように心掛けた。

出席した弁護士が作成したメモを事務所のメールリストに流し、所員の間で教科書採択の委員会でのような意見が出された上で教科書採択が行われているかについての情報を共有した。

七 今後の活動

(1) 江東区

江東区では、今度教育委員長が変わり、育鵬社を推していた委員が委員長になってしまったため、今後も注視が必要な状況である。また、道徳の教科化の問題で、今年度から小中学校で一部あるいは全部で実施することが可能となっていることも

踏まえ、道徳の教科化に向けた取り組みや学力テスト問題等にも目を向けていく必要がある。

そこで、江東区では、教科書問題に限らず、広く教育問題に取り組んでいくために引き続き活動を継続していくことが確認され、現在も月に一回のペースで会議が行われており、来る二月二七日(金)には学習会を開催する予定である。

(2) 墨田区

墨田区でも、今回の運動を機にせっかくできた団体間のネットワークを活かさないのは勿体ないとの意見もあり、今後もまた、四年後のたたかいに備えて地道な運動を続けていくことになった。

当面は、今年から始まった「総合教育会議」(墨田区では八月に第一回を開催)の方向性に注視していくことと、九月末で任期を終える教育委員長(育鵬社を推した人物)の後任がどうなるのかなどの問題に取り組むために、今後も会議を行っていくことを予定している。

(3) 江戸川区

江戸川区でも、「道徳の教科化」に伴い二〇一八年度に小学校、二〇一九年度に中学校で検定道徳教科書を使った授業を行うことを予定しており、本年一〇月三〇日に第一回「総合教育会議」も開催

されることになっている。そのような状況から、江戸川でもまだまだ区政の段階でたかえる状況が残っているため、引き続き子どもたちを「戦争する国を支える教育」の犠牲にしないための運動を作っていくことを予定している。

各委員会の日程

【司法問題対策委員会】

12月14日(月) 18時~20時

【憲法委員会】

12月14日(月) 16時~ 城北法律事務所

【修習生委員会】

12月18日(金) 15時~18時
(全国スカイプ会議は15時~15時半)

【広報委員会】

12月15日(火) 17時~19時
終了後、忘年会

委員会からのお知らせ

青法協会会員所属の法律事務所のみならず
六九期向け四団体合同説明会へ
是非ご参加を

12/12
(土)
in 東京

東京 今泉 義竜

来たる二月二日(土)、六九期司法修習生を対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護団の四団体合同事務所説明会が下記の通り開催されます。

事務所説明会には、例年人権活動に取り組む熱意のある八〇名程度の修習生が集います。新人獲得を少しでも検討されている事務所には、是非参加していただきますようお願いいたします。

なお、参加は難しいが意欲のある新人を募集している事務所につきましても、事務所の紹介、募集要項をA4一枚でメールにてお送り下さい。

参加要綱

【日時】二月二日(土)午後一時～

【場所】主婦会館プラザエフ「カトレア」

(JR四谷駅から徒歩二分)

【参加費】(事務所説明会) 弁護士二人につき二万円(懇親会費) 弁護士二人につき二万円

【当日の予定】

一二時半開場
一三時開始(学習会)

六九期司法修習生を対象にした学習会です。この時点では、事務所側は参加していただくことなく結構です。

一四時 事務所説明会開始

*弁護士は遅くともこの時間までにお越しください。

一八時～ 懇親会

【お問い合わせ・参加受付】

参加される事務所は、事務所名

参加者名をご記入の上、下記宛先

で、FAXまたはメールで二月六

日(日)までに御連絡下さい。

東京法律事務所

TEL 〇三三三五五〇六一

FAX 〇三三三五七五七四二
E-mail inazumi@tokyolaw.gr.jp

大阪でも、「法律事務所就職説明会@大阪」
採用予定事務所の募集中

1/30
(土)
in 大阪

大阪 原 啓一郎

大阪支部では、毎年、自由法曹団大阪支部、民主法律協会、国際法律家協会関西支部との四団体共催で、事務所就職説明会を開催しています。

来年も、次の予定で開催します。

つきましては、採用予定事務所を募集しています。

大阪、関西以外の法律事務所のみなさまにもご応募いただいて、修習生のみなさまに情報を提供させていただきます。

ご来訪いただく他、書面のみによるご参加も歓迎いたします。

詳細は、弁護士遠地靖志(南大阪

法律事務所)までお問い合わせください。

法律事務所)までお問い合わせください。

【日時】二〇一六年一月三〇日(土)

午後三時～懇親会・午後五時～

【場所】TKP大阪本町カンファレンスセンター・カンファレンスルーム3A

(最寄駅・市営地下鉄・御堂筋線・本町駅)


【お問い合わせ】

弁護士遠地靖志(南大阪法律事務所)

TEL 〇六一六七七三二六九二二

FAX 〇六一六七七三二八〇三二

E-mail y-enchi@canvas.ocn.ne.jp



編集後記

▼広報委員になって、一〇ヶ月が経ちました。当初は、先輩諸先生、様々な資料にお目を配りながら記事項目の吟味に勤しむお姿に圧倒されておりましたが、皆様が温かく迎えてくださり、いつの間にか会員の皆さまに注目していただきたい記事を自分なりに選び、提案することができるようになりました。▼この間、成蹊大学の指宿先生に原稿をお願いしたり、「所沢保育園の訴訟」について報告させていただいたりしたことは、嬉しいことでした。

▼青年法律家協会の会員として、常任委員会や出版記念パーティー等の諸行事に参加する度に、会員間の連携の強さに感銘を受けました。また、ベトナム法律家協会の方々にお会いし、世界で様々な問題が生じていて法的解決が必要な今日、青年法律家協会への期待には、大きいものがあると感じました。▼浅学非才な一会員ですが、これからも楽しく、そして新たな切り口で広報活動を務めさせていただきたいと思っております。

(機部たな)